

裏面

「届出者の記入関係」

- 1 この届には、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。
- 2 「主な届出の理由」欄は、この届出を行う主な理由の一について「レ」印を付すること。
- 3 「通勤方法の別」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇線等の別を記入すること。
- 4 「乗車券等の種類」欄は、定期券（6・3・1箇月）、回数乗車券、優待乗車券等の別を記入すること。
- 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6・3・1箇月）、回数乗車券の額等乗車券に於ける額を記入すること。
- 6 「備考」欄には、往路と帰路における通勤方法又は通勤経路が異なる場合は、その旨と理由を記入すること。
なお、高速自動車国道等を利用する届出をする者については、「高速自動車国道等使用」と明記すること。
- 7 届出に当たっては、下記の「通勤経路の略図」欄に、自宅から勤務公署に至る経路について記入すること。なお、往路と帰路を異にする場合は、それぞれの経路を記入すること（用紙に収まりきれない場合は、適宜別紙等を使用すること）。
ただし、下記「通勤経路の略図」欄への記入は不要である。

「所属長及び認定権者の確認・決定関係」

- 1 所属長がこの届を受理したときは、受理年月日を記入し、各欄の記入事項その他の状況について確認したうえで、認定権者に提出する。
- 2 高速自動車国道等を利用する者の通勤料金部分に係る運賃等相当額は、「交通機関等」の欄にその額を記入すること。
なお、交通機関と高速自動車国道等を併用する者については、それぞれを合算した運賃等相当額を記入すること。
- 3 復職時等、職員からの届出を要さず認定を行う場合については、この様式を使用することができる。
- 4 認定権者が「確認及び決定欄」の記入を行う場合において、「自動車等」の「使用距離」欄は、1キロメートル未満の端数は切り捨てること。
なお、認定権者は、通勤手当の額の改定等を行った場合においては、次の欄により改定状況等の整理を行うこと。
- 5 改定状況「①、②、③及び⑤の合計額」欄について、⑥の額が55,000円を超えるときは $(55,000円 + (⑥ - 55,000円) / 2) \times (最長(位)の額を記入すること。$

改定状況（提出者は記入しないこと。）					
支給の始期等	年月 {から まで}	年月 {から まで}	年月 {から まで}	年月 {から まで}	
交通機関等	支給単位/支給開始月	/ 年 月	/ 年 月	/ 年 月	/ 年 月
	運賃等相当額 ①	円	円	円	円
	支給単位/支給開始月	/ 年 月	/ 年 月	/ 年 月	/ 年 月
交通機関等	運賃等相当額 ②	円	円	円	円
	支給単位/支給開始月	/ 年 月	/ 年 月	/ 年 月	/ 年 月
自動車等	使用距離	km	km	km	km
	自動車等の額 ⑤	円	円	円	円
1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 ⑥		円	円	円	円
①、②、③及び⑤の合計額		円	円	円	円
返納	事由（規則15条の2第1項）	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号
	事由発生年月日	年 月	年 月	年 月	年 月
	額				
休職等後の支給単位期間開始予定月		年 月	年 月	年 月	年 月

通勤経路の略図（経路朱記）

通 勤 届

所属長認印		
カードNo.		
1	2	3
K	2	1

令和 8 年 4 月 1 日 提出

(任命権者)	給料を支払っている所属名	宮城県立松陵支援学校	職名					
宮城県教育委員会			氏名					
殿	所属コード(1)	4 5 6 7 8 9 5 2 5 6 2 2	職員番号	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19				
勤務公者の 所在 の 所在	富谷市富ヶ丘1-17-37			主な届出の理由				
				<input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 令和8年4月1日 <input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)				
下記のとおり通勤の実情を届け出ます。								
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考	
<input type="checkbox"/> 1		から ~ まで	. km	時間 . 分				
<input type="checkbox"/> 2		~	. km	. 分				
<input type="checkbox"/> 3		~	. km	. 分				
<input type="checkbox"/> 4		~	. km	. 分				
通 勤 距 離 等 の 合 計								

確認及び決定欄(提出者は記入しないこと。)				年 月 日受理																																												
該当条項	<input type="checkbox"/> 給与条例第11条の7第1項第1号 <input type="checkbox"/> 給与条例第11条の7第1項第2号(規則第11条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号) <input type="checkbox"/> 規則第12条(通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 給与条例第11条の7第1項第3号(規則第13条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号) <input type="checkbox"/> 規則第12条(通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 非該当(理由)																																															
	<input type="checkbox"/> 規則15条の3第2項(事由が生ずることとなる日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 規則15条の4第2項(通勤しなかった期間 年 月 日~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 規則15条の4第3項(通勤しなかった期間 年 月 日~ 年 月 日)																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <th>交通機関等1</th> <th>交通機関等2</th> <th>交通機関等3</th> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>交通機関等1</th> <th>交通機関等2</th> <th>交通機関等3</th> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)①</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)②</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)③</th> <th>支給開始月</th> </tr> <tr> <td>20 21</td> <td>22 23 24 25 26 27 28 29 30</td> <td>31</td> <td>32 33 34 35 36 37 38 39</td> <td>40</td> <td>41 42 43 44 45 46 47 48</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1箇月当たりの運賃等相当額④</th> <th>自動車等</th> <th>1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)</th> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>①②③及び⑤の合計額(注)</th> <th>左のうち1箇月当たりの課税対象額</th> <th>支給の始期等</th> </tr> <tr> <td>61 62 63 64 65 66</td> <td>67 68 69 70 71</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>73 74 75 76 77 78 79</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				交通機関等1	交通機関等2	交通機関等3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>交通機関等1</th> <th>交通機関等2</th> <th>交通機関等3</th> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)①</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)②</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)③</th> <th>支給開始月</th> </tr> <tr> <td>20 21</td> <td>22 23 24 25 26 27 28 29 30</td> <td>31</td> <td>32 33 34 35 36 37 38 39</td> <td>40</td> <td>41 42 43 44 45 46 47 48</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1箇月当たりの運賃等相当額④</th> <th>自動車等</th> <th>1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)</th> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>①②③及び⑤の合計額(注)</th> <th>左のうち1箇月当たりの課税対象額</th> <th>支給の始期等</th> </tr> <tr> <td>61 62 63 64 65 66</td> <td>67 68 69 70 71</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>73 74 75 76 77 78 79</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	交通機関等1	交通機関等2	交通機関等3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)①</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)②</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)③</th> <th>支給開始月</th> </tr> <tr> <td>20 21</td> <td>22 23 24 25 26 27 28 29 30</td> <td>31</td> <td>32 33 34 35 36 37 38 39</td> <td>40</td> <td>41 42 43 44 45 46 47 48</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	運賃等相当額(規則第7条の額)①	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)②	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)③	支給開始月	20 21	22 23 24 25 26 27 28 29 30	31	32 33 34 35 36 37 38 39	40	41 42 43 44 45 46 47 48			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1箇月当たりの運賃等相当額④</th> <th>自動車等</th> <th>1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)</th> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	1箇月当たりの運賃等相当額④	自動車等	1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table>	使用距離	乗車券等の額⑥	49 50	51 52 53 54 55		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>①②③及び⑤の合計額(注)</th> <th>左のうち1箇月当たりの課税対象額</th> <th>支給の始期等</th> </tr> <tr> <td>61 62 63 64 65 66</td> <td>67 68 69 70 71</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>73 74 75 76 77 78 79</td> </tr> </table>	①②③及び⑤の合計額(注)	左のうち1箇月当たりの課税対象額	支給の始期等	61 62 63 64 65 66	67 68 69 70 71	年 月 日		
交通機関等1	交通機関等2	交通機関等3																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>交通機関等1</th> <th>交通機関等2</th> <th>交通機関等3</th> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)①</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)②</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)③</th> <th>支給開始月</th> </tr> <tr> <td>20 21</td> <td>22 23 24 25 26 27 28 29 30</td> <td>31</td> <td>32 33 34 35 36 37 38 39</td> <td>40</td> <td>41 42 43 44 45 46 47 48</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1箇月当たりの運賃等相当額④</th> <th>自動車等</th> <th>1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)</th> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>①②③及び⑤の合計額(注)</th> <th>左のうち1箇月当たりの課税対象額</th> <th>支給の始期等</th> </tr> <tr> <td>61 62 63 64 65 66</td> <td>67 68 69 70 71</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>73 74 75 76 77 78 79</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	交通機関等1	交通機関等2	交通機関等3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)①</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)②</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)③</th> <th>支給開始月</th> </tr> <tr> <td>20 21</td> <td>22 23 24 25 26 27 28 29 30</td> <td>31</td> <td>32 33 34 35 36 37 38 39</td> <td>40</td> <td>41 42 43 44 45 46 47 48</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	運賃等相当額(規則第7条の額)①	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)②	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)③	支給開始月	20 21	22 23 24 25 26 27 28 29 30	31	32 33 34 35 36 37 38 39	40	41 42 43 44 45 46 47 48			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1箇月当たりの運賃等相当額④</th> <th>自動車等</th> <th>1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)</th> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	1箇月当たりの運賃等相当額④	自動車等	1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table>	使用距離	乗車券等の額⑥	49 50	51 52 53 54 55		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>①②③及び⑤の合計額(注)</th> <th>左のうち1箇月当たりの課税対象額</th> <th>支給の始期等</th> </tr> <tr> <td>61 62 63 64 65 66</td> <td>67 68 69 70 71</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>73 74 75 76 77 78 79</td> </tr> </table>	①②③及び⑤の合計額(注)	左のうち1箇月当たりの課税対象額	支給の始期等	61 62 63 64 65 66	67 68 69 70 71	年 月 日			73 74 75 76 77 78 79							
交通機関等1	交通機関等2	交通機関等3																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)①</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)②</th> <th>支給開始月</th> <th>支給単位</th> <th>運賃等相当額(規則第7条の額)③</th> <th>支給開始月</th> </tr> <tr> <td>20 21</td> <td>22 23 24 25 26 27 28 29 30</td> <td>31</td> <td>32 33 34 35 36 37 38 39</td> <td>40</td> <td>41 42 43 44 45 46 47 48</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	運賃等相当額(規則第7条の額)①	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)②	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)③	支給開始月	20 21	22 23 24 25 26 27 28 29 30	31	32 33 34 35 36 37 38 39	40	41 42 43 44 45 46 47 48			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1箇月当たりの運賃等相当額④</th> <th>自動車等</th> <th>1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)</th> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	1箇月当たりの運賃等相当額④	自動車等	1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table>	使用距離	乗車券等の額⑥	49 50	51 52 53 54 55		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>①②③及び⑤の合計額(注)</th> <th>左のうち1箇月当たりの課税対象額</th> <th>支給の始期等</th> </tr> <tr> <td>61 62 63 64 65 66</td> <td>67 68 69 70 71</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>73 74 75 76 77 78 79</td> </tr> </table>	①②③及び⑤の合計額(注)	左のうち1箇月当たりの課税対象額	支給の始期等	61 62 63 64 65 66	67 68 69 70 71	年 月 日			73 74 75 76 77 78 79											
運賃等相当額(規則第7条の額)①	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)②	支給開始月	支給単位	運賃等相当額(規則第7条の額)③	支給開始月																																									
20 21	22 23 24 25 26 27 28 29 30	31	32 33 34 35 36 37 38 39	40	41 42 43 44 45 46 47 48																																											
1箇月当たりの運賃等相当額④	自動車等	1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額⑤(④及び⑥の合計額)																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>使用距離</th> <th>乗車券等の額⑥</th> </tr> <tr> <td>49 50</td> <td>51 52 53 54 55</td> </tr> </table>	使用距離	乗車券等の額⑥	49 50	51 52 53 54 55																																											
使用距離	乗車券等の額⑥																																															
49 50	51 52 53 54 55																																															
①②③及び⑤の合計額(注)	左のうち1箇月当たりの課税対象額	支給の始期等																																														
61 62 63 64 65 66	67 68 69 70 71	年 月 日																																														
		73 74 75 76 77 78 79																																														

(注) ⑥の額が55,000円を超えるときは (55,000 + (⑥ - 55,000) / 2) × (最長の支給単位) の額を記入する。

給与条例第11条の7及び人事委員会規則7-38(通勤手当)の規定に基づき、上記のとおり確認し決定する。																								
令和 8 年 4 月 1 日																								
職 氏名	宮城県立松陵支援学校 校長		決 裁 欄							-----	------	------	-----		校 長	事務室長	事務次長	担 当		専決				

裏面

「届出者の記入関係」

- 1 この届には、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。
- 2 「主な届出の理由」欄は、この届出を行う主な理由の一について「レ」印を付すること。
- 3 「通勤方法の別」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇線等の別を記入すること。
- 4 「乗車券等の種類」欄は、定期券（6・3・1箇月）、回数乗車券、優待乗車券等の別を記入すること。
- 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6・3・1箇月）、回数乗車券の額等乗車券に於ける額を記入すること。
- 6 「備考」欄には、往路と帰路における通勤方法又は通勤経路が異なる場合は、その旨と理由を記入すること。
 なお、高速自動車国道等を利用する届出をする者については、「高速自動車国道等使用」と明記すること。
- 7 届出に当たっては、下記の「通勤経路の略図」欄に、自宅から勤務公署に至る経路について記入すること。なお、往路と帰路を異にする場合は、それぞれの経路を記入すること（用紙に収まりきれない場合は、適宜別紙等を使用すること）。
 ただし、下記「通勤経路の略図」欄への記入は不要である。

「所属長及び認定権者の確認・決定関係」

- 1 所属長がこの届を受理したときは、受理年月日を記入し、各欄の記入事項その他の状況について確認したうえで、認定権者に提出する。
- 2 高速自動車国道等を利用する者の通勤料金部分に係る運賃等相当額は、「交通機関等」の欄にその額を記入すること。
 なお、交通機関と高速自動車国道等を併用する者については、それぞれを合算した運賃等相当額を記入すること。
- 3 復職時等、職員からの届出を要さず認定を行う場合については、この様式を使用することができる。
- 4 認定権者が「確認及び決定欄」の記入を行う場合において、「自動車等」の「使用距離」欄は、1キロメートル未満の端数は切り捨てること。
 なお、認定権者は、通勤手当の額の改定等を行った場合においては、次の欄により改定状況等の整理を行うこと。
- 5 改定状況「①、②、③及び⑤の合計額」欄について、⑥の額が55,000円を超えるときは（55,000円＋（⑥－55,000円）／2）×（最長（位）の額を記入すること。

改定状況（提出者は記入しないこと。）					
支給の始期等	年月 {から まで}	年月 {から まで}	年月 {から まで}	年月 {から まで}	
交通機関等	支給単位／支給開始月	／ 年 月	／ 年 月	／ 年 月	／ 年 月
	運賃等相当額 ①	円	円	円	円
	支給単位／支給開始月	／ 年 月	／ 年 月	／ 年 月	／ 年 月
	運賃等相当額 ②	円	円	円	円
自動車等	使用距離	km	km	km	km
	自動車等の額 ⑤	円	円	円	円
1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 ⑥		円	円	円	円
①、②、③及び⑤の合計額		円	円	円	円
返納	事由（規則15条の2第1項）	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号
	事由発生年月日	年 月	年 月	年 月	年 月
	額				
休職等後の支給単位期間開始予定月		年 月	年 月	年 月	年 月

通勤経路の略図（経路朱記）

備 考

[届出者の記入関係]

- 1 住居届の（本人・配偶者）のいずれかに○印で囲むこと。
- 2 各記入欄中□印のある欄については、該当するいずれかに√印を付すること。
- 3 「主な届出の理由」欄は、この届出を行う主な理由の一つについて√印を付すること。
- 4 各記入欄において、「続柄」は職員との間の続柄を記入すること。
- 5 この届には、契約書、領収書等その住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しを添付すること。
- 6 「住宅の所在地」欄は、住宅の所在する地番又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示実施区域における住居番号を記入すること。
- 7 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸した場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入すること。ただし、居住に関する支払額に電気・ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに√印を付すること。

[所属長及び認定権者の確認・決定関係]

- 1 所属長がこの届を受理したときは、受理年月日を記入し、各欄の記入事項その他の状況について確認したうえで、認定権者に提出すること。
- 2 「単身赴任手当受給者の配偶者に係る住居手当」の欄は、単身赴任手当受給者の配偶者の居住する住宅に係る住居届である場合には、□欄に線を引くこと。
- 3 認定権者は、給与条例又は人事委員会規則が改正されたことにより、職員の住居手当の月額の改定を行った場合においては、次の欄により改定状況の整理を行うこと。

改定状況（提出者は記入しないこと。）				
支給の始期等	居住に関する支払額	規則第7条に規定する家賃等相当額	住居手当の月額	備考
年 月 日 { から } { まで	円	円	円	
年 月 日 { から } { まで				
年 月 日 { から } { まで				
年 月 日 { から } { まで				
年 月 日 { から } { まで				

扶 養 親 族 届

別紙第 1

令和 8 年 4 月 1 日 提出

カードNo.			所属長認印
1	2	3	
K	2	0	

(任命権者) 宮城県教育委員会 殿	給料を支払っている所属名 松陵支援学校	職名	
	所属コード(1)	職員番号	

給与条例第 11 条第 1 項の規定に基づき次のとおり届け出ます。
(証明書 通添付)

親族の氏名 <small>(職員と生計を同じにする親族全員を記入し、今回届出に係る者の番号を○で囲む。)</small>	職員との続柄	職員の扶養親族としての認定の有無	生年月日	同居 別居	職 業 (勤務先)	所得(月収)		異動年月日 及び 届出の理由
						種 類	金 額	
1		有・無		同・別			円	
2		有・無		同・別				
3		有・無		同・別				
4		有・無		同・別				
5		有・無		同・別				
6		有・無		同・別				
7		有・無		同・別				

配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※扶養親族でない配偶者を欠く又は有するに至った事実が生じた場合、その事実の生じた年月日 [年 月 日]
--	--

認定欄 (提出者は記入しないこと。)										年 月 日受理									
配偶者の有無	手当を支給すべき扶養親族数(人)					計	(再掲) 加算対象の子	扶 養 手 当 の 額 (円)					支 給 の 始 期 等				から { 支給 改定 }		
	配偶者	子	父母等					加算対象の子	扶 養 手 当 の 額	年号	年	月	日	73	74	75		76	77
取消	20	21	22	23		25	27	28	29	30	31	73	74	75	76	77	78	79	
—																	0	1	
																	0	1	

給与条例第 10 条及び第 11 条並びに人事委員会規則 7-99 (扶養手当) の規定に基づき、上記のとおり認定する。

令和 8 年 4 月 1 日

職 氏名

宮城県立松陵支援学校
校長



決 裁 欄	校 長	事 務 室 長	事 務 次 長	担 当
	専 決			

備 考

[届出者の記入関係]

- 1 「親族の氏名」欄には、扶養手当の受給のいかんにかかわらず、職員本人を除き、職員と生計を同じにする親族（原則として、職員と戸籍を同じにする者及び戸籍は同じにしないが給与条例第10条第2項に規定する扶養親族である要件を具備する者）全員について記入するとともに、今回の届出に係る親族の番号を○で囲むこと。
- 2 「職員との続柄」欄から「所得（月収）」欄までの各欄は「親族の氏名」欄に記入された者全員について記入し、「異動年月日及び届出の理由」欄は今回の届出に係る親族についてのみ記入すること。
- 3 「職員の扶養親族としての認定の有無」欄は、今回の届出を行う時点で、既に職員の扶養親族として認定されている者については「有」を、職員の扶養親族としての認定を受けていない者については「無」を○で囲むこと。
- 4 「職業（勤務先）」欄は、勤務先のある者は、その名称等を具体的に記入すること。
- 5 「所得（月収）」欄は、給与所得のほか、事業所得、不動産所得等の所得があれば、これらの種類ごとに、その金額を記入すること。
- 6 「異動年月日及び届出の理由」欄は、新たに職員となった者に扶養親族である要件を具備する者がある場合にその職員となった日を、職員に扶養親族である要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族である要件を欠くに至った者（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。）がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入するとともに、扶養手当を受ける事実の生じた理由（例えば、採用、婚姻、出生、満60歳以上等）又は扶養手当の支給を受けることがなくなった理由（例えば、就職、離婚、死亡等）をそれぞれ記入すること。
- 7 「配偶者の有無」欄は、職員に配偶者がいるかどうかについて該当するいずれかにレ印を付すること。この場合において、扶養親族である子・父母等を有する職員が扶養親族でない配偶者を欠くに至った場合又は扶養親族である子・父母等を有する職員が扶養親族でない配偶者を有するに至った場合には、その事実の生じた年月日を※印欄に記入すること。
- 8 この届には、扶養親族である要件を具備することを明らかにする資料（例えば、戸籍謄（抄）本、同居証明書、重度心身障害者の場合の診断書等）を添付すること。

[所属長及び認定権者の確認・認定関係]

- 1 所属長がこの届を受理したときは、受理年月日を記入し、各欄の記入事項その他の状況について確認したうえで、認定権者に提出すること。
- 2 認定権者が「認定欄」の記入を行う場合において、「配偶者の有無」欄は、当該職員が配偶者を有していない場合には、「0」の数字を、当該職員が配偶者を有している場合には「1」の数字を記入すること。
- 3 「加算対象の子」欄は、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の数を記入すること。